

仕様書

本仕様書は、高槻市（以下「発注者」という。）所有の高槻市役所本館で使用するガスについて、供給者（以下「受注者」という。）が供給するガスに適用する。

1 概要

- (1) 件名 高槻市役所本館ガス供給
- (2) 供給場所 大阪府高槻市桃園町2番1号
- (3) ガスの種類 都市ガス13A
- (4) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。
- (5) 供給圧力 低圧
- (6) 対象メーター 別紙1参照
- (7) 予定最大時間流量（一年間を通じての1時間あたりの最大ガス使用）
320.0m³/h
※市に最適な料金体系を適用するために別紙2などを踏まえて予定最大時間流量を下げるについては可とする。
- (8) 予定年間使用量 85,243m³（詳細は別紙3のとおり。）
使用量は、あくまで積算いただくための実績に基づいた予測データであり、高槻市役所本館における都市ガスの使用量を保証するものではない。
- (9) 予定年間引取量（一年間の最低引取量をいい、予定年間使用量の70%）
59,671m³
- (10) 予定最大需要期使用量（12月定例検針日の翌日から4月定例検針日までの使用量の合計）
40,521m³

2 供給期間

令和8年10月の定例検針日翌日～令和9年10月の定例検針日まで

3 検針日

計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

4 保安

- (1) 受注者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。

5 単位料金の算出と調整

- (1) 原料費料金は、全日本通関統計の令和7年4月から令和8年3月の公表値の平均原料価格（LNG85,481円/t、LPG82,924円/t）を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。
なお、石油石炭税等租税課金はLNG1,860円/t、LPG1,860円/tを用いて算出するものとする。
- (2) 託送料金は、本仕様書到達時点における一般ガス導管事業者の最新の託送供給料金を用いて算出するものとする。
- (3) 毎月のガス料金は、供給者の原料費調整制度に基づき、調整を行うものとする。
- (4) 各計算は消費税等額を含まない金額で表示するものとする。

6 支払方法

受注者は、ガス料金の算定後、速やかにその代金の請求を施設所管課に毎月行うこととし、発注者は受注者が定める供給条件等の規定に基づきその代金を支払うものとする。

7 内部通報

- (1) 受注者又はこの契約の従事者は、当該業務の履行に際し、発注者の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」（平成 24 年高槻市規則第 45 号）」に基づき、その事実を発注者に通報することができる。
- (2) 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

8 環境への配慮

受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

9 その他

- (1) 入札書提出時に積算根拠（単価等内訳）がわかるものを別途添付すること（任意様式）
- (2) 本仕様に定めのない事項については、受注者の定める約款や供給条件等の規定によるものとし、それ以外の事項は、受注者および発注者が協議の上決定するものとする。